

川口市告示第 3 0 5 号

下記のとおり条件付一般競争入札（物品の購入等）を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 及び川口市契約に関する規則（昭和 3 9 年規則第 1 4 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 1 1 日

川口市長 奥ノ木 信夫

記

1 条件付一般競争入札の対象（本案件は期間入札で実施する）

- (1) 契約番号 5 0 7 3 0 0 0 7 0 3
- (2) 件 名 新庁舎 2 期棟備品（1 段キャビネット）
- (3) 規格及び数量 仕様書のとおり
- (4) 納入期限 別表のとおり
- (5) 納入場所 別表のとおり
- (6) 開札日時 別表のとおり
- (7) 開札場所 別表のとおり

2 参加資格

条件付一般競争入札に参加を希望する者は告示日から落札決定の日までの間、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 当該年度における川口市物品入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者で、告示日時点で別表に記載の業種・取扱品目の登録をしている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 案件を公開した日から当該契約の相手方を決定するまでの期間において、川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準に基づく入札参加等停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 案件を公開した日から当該契約の相手方を決定するまでの期間において、川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外

の措置を受けていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (6) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (7) 会社法（平成１７年法律第８６号）の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (9) 参加しようとする案件の履行に必要な法令等に基づく許可、資格等を備えている者であること。
- (10) 所在地要件は、別表のとおりとする。

3 入札参加申込

- (1) 条件付一般競争入札に参加をしようとする者は、別表のとおり入札参加申込書を提出しなければならない。
- (2) 入札書の提出方法及び期限は別表のとおりとする。
- (3) 開札の日時、場所及び立会方法は、別表のとおりとする。

4 入札保証金

免除する。

5 契約保証金

契約金額の１００分の１０以上とする。ただし、川口市契約に関する規則第２０条の規定に該当するときは、減額又は免除する。

6 現場説明会

別表のとおりとする。

7 同等品の承認及び質疑

- (1) 仕様書記載の物品と同等以上の機能を有する物品（以下「同等品」という。）により入札を希望する者は、同等品承認申請を提出し、承認を得なければならない。
- (2) 仕様書に関し質疑がある者は、質問書を提出しなければならない。
- (3) 同等品の承認申請及び質疑の受付期限 別表のとおり
- (4) 同等品の承認申請及び質疑の方法 別表のとおり
- (5) 回答の公表日及び公表場所 別表のとおり

8 仕様書、入札参加申込書等の配布方法

契約課のホームページからダウンロードするものとする。

9 入札の延期、中止、取消し等

- (1) 条件付一般競争入札において、事故が発生したとき、不正な行為があったと認めるときその他必要があると認めるときは、適宜入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをする場合がある。
- (2) 開札前に入札参加申込者がいないときは、入札を中止し、開札後に有効な入札がないとき又は予定価格に達する入札がないときは、入札を不調とする。

10 入札の辞退

入札参加申込書を提出した後、条件付一般競争入札を辞退しようとする者は、辞退届を入札前に契約課に提出しなければならない。

11 入札の方法等

- (1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を落札金額とするので、入札書に記載する金額は、当

該 10%に相当する額を除いた金額（見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額）を記載すること。入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額を以て落札金額とする。

- (2) 再度の入札において、前回の最低金額以上の価格で入札を行った者は、失格とする。
- (3) 無効の入札をした者及び失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 再度入札の回数は、別表のとおりとする。
- (5) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (6) 最低制限価格は設定しない。

1 2 入札の無効等

次に掲げる事項に該当する入札は無効とする。

また、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

- (1) 上記 2 の参加資格要件を備えない者がした入札
- (2) この告示の定めに反してした入札
- (3) 同一者（代理人を含む。）が 2 通以上提出した入札
- (4) 談合その他不正の行為により行った入札
- (5) 無記名によるもののほか、判読できず意思表示が不明瞭な入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) (1)から(6)に掲げるもののほか、法令違反等入札の条件に違反した入札

1 3 落札者の決定等

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 以上あるときは、別表に定めるくじ引きの方法により落札者を決定する。
- (2) 落札者の決定の後、それらの者のした入札の無効が判明したときは、落札者の決定は、失効する。

- (3) 条件付一般競争入札の結果については、全入札参加者、全入札金額、落札者及び落札金額を契約課のホームページで公表する。

1 4 その他

- (1) 入札に要する費用は、全て入札に参加する者の負担とする。
- (2) 契約の条項等は、契約課のホームページにおいて随時閲覧することができる。

1 5 問い合わせ先

〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1

川口市役所第一本庁舎4階 理財部契約課物品契約係

電 話：048-258-1235

別表

契約番号	5 0 7 3 0 0 0 7 0 3
件名	新庁舎 2 期棟備品（1 段キャビネット）
納入期限	令和 7 年 7 月 3 1 日
納入場所	新庁舎 2 期棟
所在地要件	川口市内に本社、本店を有する者であること
登録業種	告示日時点で販売（家具）の業種の登録をしている者であること
入札参加申込・質疑の方法・期限・回答	・原則契約課ホームページ内にある電子申請フォームから提出 ・告示日から令和 7 年 4 月 2 1 日（月）1 3 時まで ・令和 7 年 5 月 8 日（木）契約課ホームページにて公表
同等品承認申請の方法・期限・回答	同等品申請はできない。
現場説明会	実施しない
入札書提出方法・期限	・持参は川口市役所第一本庁舎 4 階理財部契約課物品契約係へ ・郵送は〒3 3 2－8 6 0 1 埼玉県川口市青木 2－1－1 川口市役所理財部契約課物品契約係 行 <u>（一般書留又は簡易書留に限る。）</u> ・令和 7 年 5 月 8 日（木）から令和 7 年 5 月 1 4 日（水）まで （受付時間：8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで）
開札日時・場所・立会方法	・令和 7 年 5 月 1 5 日（木）1 3 時 5 0 分 ・川口市役所第一本庁舎 4 階 4 0 2 会議室 ・開札の立会を希望する入札参加者は、開札日時に「期間入札に係る開札立会申込書」を持参。代理人の場合は、これに「立会委任状」を添付。
再度入札の回数	2 回を限度とする。 （実施の場合は契約課物品契約係から入札参加者へ連絡する。）
くじ引きの方法	契約課ホームページに掲載する「期間入札におけるくじ引き実施要領」による
その他	・仮契約の可否：対象外 ・川口市の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画の適用：対象外 ・什器の色や納品時期等の調整を、落札（決定）後、随時行っていくため、会議形式で行う場合は、落札業者及び落札什器メーカーのご担当の方はご出席いただきたい。